

2021年10月28日

各 位

太陽石油株式会社

当社四国事業所での消防法令等の違反に関する今治市からの警告書の交付について

当社（社長：岡豊）は、本日、今治市から四国事業所（愛媛県今治市）における消防法令等の違反に関して、警告書の交付を受けましたのでお知らせいたします。

本件は2021年9月22日付で愛媛県から受けた「高圧ガス保安法違反に関する行政処分」を踏まえ、同処分の対象となった危険物製造施設に関して、消防法に抵触する事案の有無について再検証いたしました。その結果、同処分の対象となった違反の内12件が消防法令等にも抵触する事が確認されたため、管轄する今治市へ報告し今回の警告書の交付に至りました。

当社では、引き続き、全社を挙げて法令遵守と再発防止に取り組み、皆様からの信頼回復に努めて参ります。また、関係先の皆様をはじめ多くの方々に多大なるご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 警告書の内容

- (1) 無許可変更及び届出書未提出の危険物施設について早急に手続きを行うこと。
- (2) 危険物施設を変更する場合は、許可申請又は届出書を提出するよう周知徹底すること。
- (3) 今回の違反事項について、抜本的な具体的改善対策書を作成し、令和3年11月30日までに報告すること。
- (4) 本警告書の交付日から過去10年間において、高圧ガス保安法の適用を受ける危険物施設以外の危険物施設について消防法令等の違反がないか調査し、令和3年12月28日までに報告すること。

2. 警告書交付の原因となった事実

2011年4月から2021年3月までの10年間において、計12件の消防法令等の違反が確認されました。違反の内容は、次の通りです。

消防法令等の違反内容	件数
危険物製造施設の無許可変更 (消防法第11条第1項 違反)	5
危険物製造施設の軽微な変更届出書の未提出 (今治市危険物規制の事務手続に関する規則 第8条第1項 違反)	7

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

本社総務部 CSR 推進グループ（青木）

TEL : 03-5521-9809

E-mail : koho@mail.taiyooil.co.jp